

第1回破産債権者集会のご報告

平成29年9月26日

債権者各位

破産者 株式会社 Brillia
破産者 株式会社銀座プロジェクト
破産者 株式会社ティアラクチュール六本木
破産者 株式会社関西プロジェクト

上記4社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

電話 03-3541-0881

(平日 午前10時～12時 午後1時～午後5時)

FAX 03-3541-0881

株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクトの破産管財人として、ホームページにて、ご連絡申し上げます。

1 第1回破産債権者集会のご報告

平成29年9月20日午後1時30分から、東京地方裁判所において、株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクトの第1回破産債権者集会が開催されました。同破産債権者集会は、破産管財人より、破産手続開始に至った事情や破産手続開始決定後の状況等をご報告申し上げた後、質疑応答のうえ、午後3時ころ終了いたしました。来場された債権者の皆様には、ご多忙の中ご参加くださいましたこと、御礼申し上げます。第1回破産債権者集会における配布資料は、「第1回債権者集会配布資料」(PDF)のとおりです。

2 第2回破産債権者集会のご案内

第1回破産債権者集会において、(株)Brillia 他3社の破産手続は、管財業務が残っておりますため、続行することとされ、第2回破産債権者集会が以下のとおり開催されることとなりました。

《第2回破産債権者集会の日時場所》

平成29年12月20日 午後1時30分から
東京地方裁判所の債権者等集会場1（家簡地裁合同庁舎5階）

なお、出席は任意であり、欠席されても特に不利益はありません。債権者集会での配布資料等はこのホームページ上でも開示致します。

3 破産債権の届出について（必須ではありません。）

既にご案内のとおり、(株)Brillia 他3社の破産手続では、裁判所は破産債権の届出の期間を定めておらず、今のところ、債権届出はいただいておりません（破産法第31条2項ご参照）。これは、破産配当の見込みが立っていないのにあえて破産債権の届出をしていただく必要性が乏しいからです。

これに対し、第1回破産債権者集会において、債権者様から、『破産債権の届出を行いたい』旨のご意見を頂きました。この点、上述のとおり、現時点では、配当の見込みが立っておりませんため、裁判所は破産債権の届出の期間を定めておりませんし、管財人による認否も現時点で予定しておらず、よって債権者様は、破産債権の届出をされる必要はありませんが、任意に届出をされることが禁じられているわけではございません。つきましては、もし、破産債権の届出を行うことをご希望の場合には、以下の書式、送付先にてお願い致します。

- ・届出書式 「債権届出書（書式）」（PDF）のとおりです。
- ・送付先 〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目12番14号大栄会館5階
富永浩明法律事務所
Billia グループ破産管財人室 弁護士 富永 浩明 気付
平成29年(7)第1631号乃至第1634号事件書類受領事務担当 行
（送付先は裁判所ではありませんのでご注意ください）

なお、繰り返しになりますが、現時点で、債権届出期間は定められておらず、債権届出をされなくても、特に不利益はありません。今後、配当見込みが生じ、債権届出が必要となった場合には、別途、本HPにてご案内し、破産債権者の皆様に通知をさせていただきますので、かかるご案内・通知をお待ちいただければ幸いです。

以上、ご報告申し上げます。今後とも、引き続き、破産手続へのご理解とご協力のほど、何卒宜しく御願ひ申し上げます。